

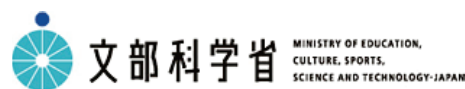
就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 令和7年6月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「令和7年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果の一部を取りまとめたもの。

(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程等を含む）の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、学校給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」という。）の補助対象者は一部である。（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため。）

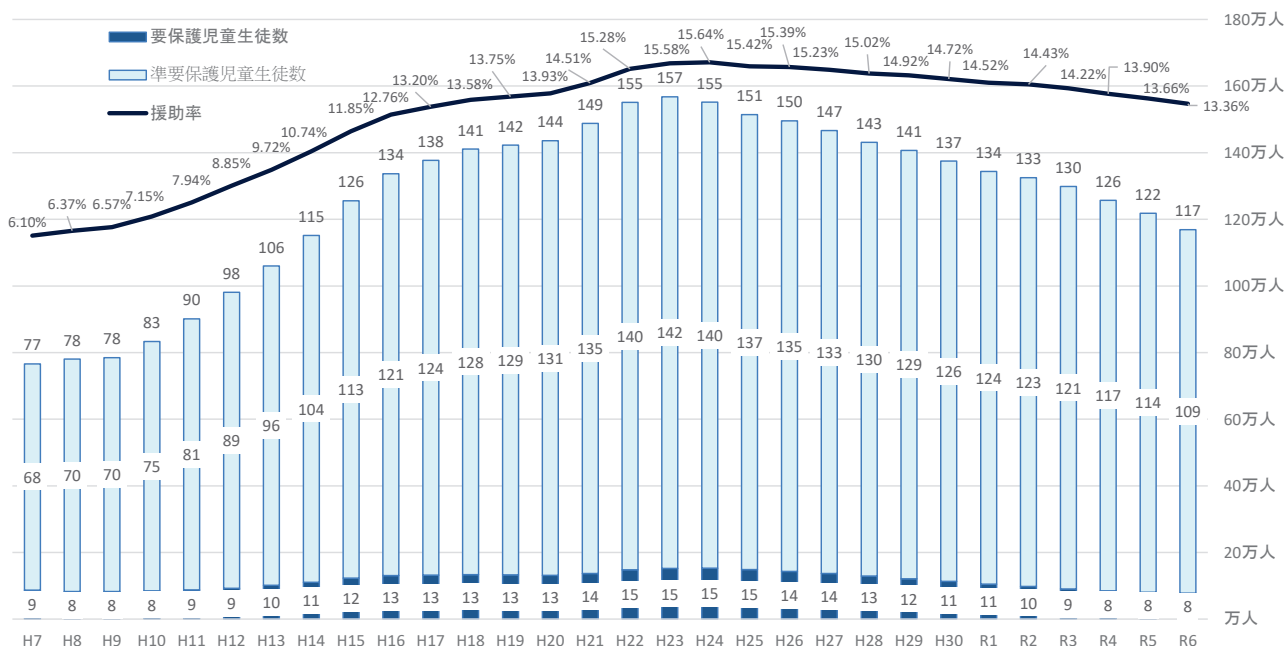
文部科学省初等中等教育局財務課
(令和8年7月8日)



要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7～R6)



- 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,168,756人**（対前年度▲49,584人）で13年連続減少。
- 令和6年度就学援助率は**13.36%**（対前年度▲0.3ポイント）で12年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



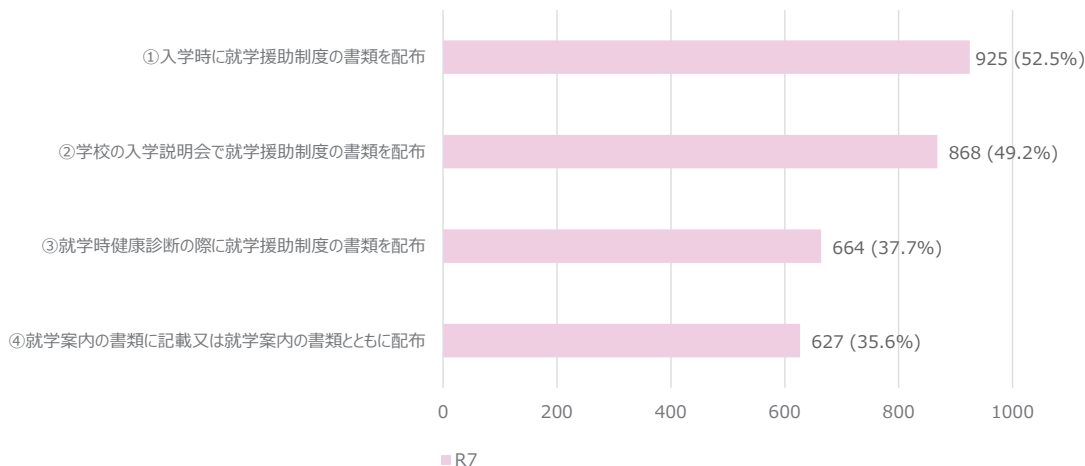
※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合
1,479／1,763市町村 83.9%（対前年度+0.2ポイント）

○ 1,479自治体において、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布することに加え、入学時に以下のような周知を行っている。



※複数回答可。

※上記指標の割合は「毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布する」と回答し、かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

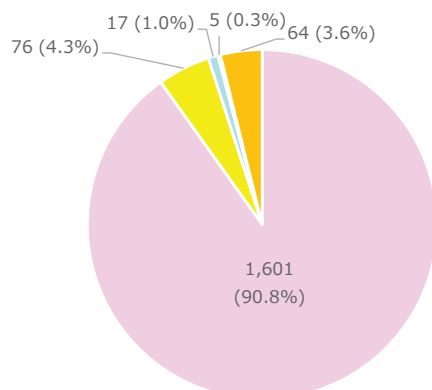
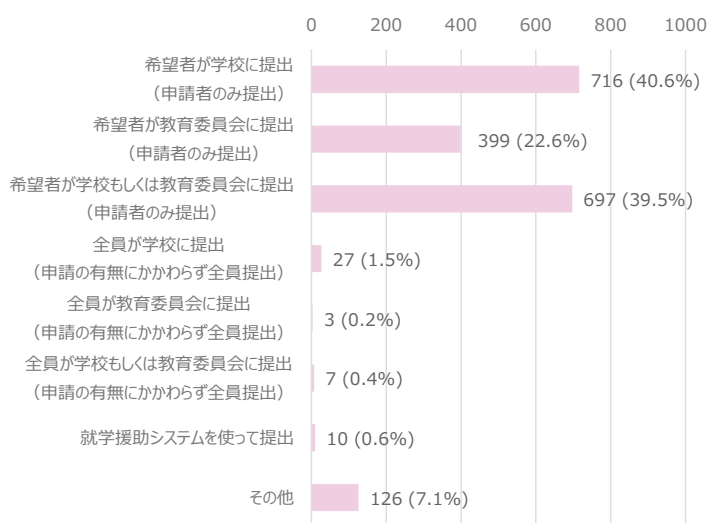
○ その他の自治体においても、ホームページや広報誌等での制度の掲載、民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内配布、児童扶養手当の申請等の際に就学援助制度を案内、幼稚園、保育園を通じて就学予定者に就学援助制度の書類を配布、自治体公式SNSや保護者向け一斉配信メール等を活用した就学援助制度の案内等で周知を行っている。

申請書の提出方法

申請期間

- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が40.6%（716市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。

- 就学援助制度の申請期間について、随時申請を受け付けていると回答した市町村が 95.1%（1,677市町村）となっている。



- 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助
- 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助
- 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け
- 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助
- その他

※ 回答市町村数 1,763市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、新入学児童生徒学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者は教育委員会へ提出するなど。

※ 回答市町村数 1,763市町村。

※ 「その他」としては、申請締切を設定しているが、年度途中での転入については期限を過ぎても申請を受け付けるなど。

小学校

中学校

●「令和7年度入学者に実施済み」と回答

1,524/1,746市町村 87.3%

●「令和7年度入学者に実施済み」と回答

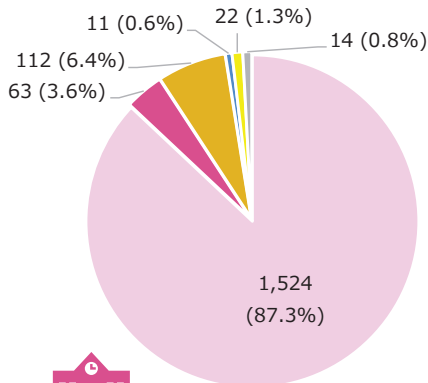
1,542/1,761市町村 87.6%

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

63/1,746市町村 3.6%

内訳

- 令和8年度新入学者から実施予定：9市町村
- 令和9年度新入学者以降から実施予定：7市町村
- 未定：47市町村



※ 回答市町村数について、組合立学校は当該学校種別のみの回答数に含まれる。
 ※「その他」としては、入学後の4月中に支給している場合などがある。

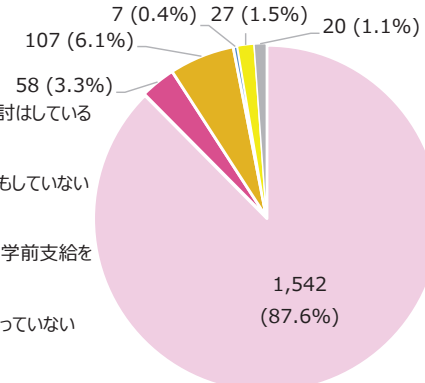
●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

58/1,761市町村 3.3%

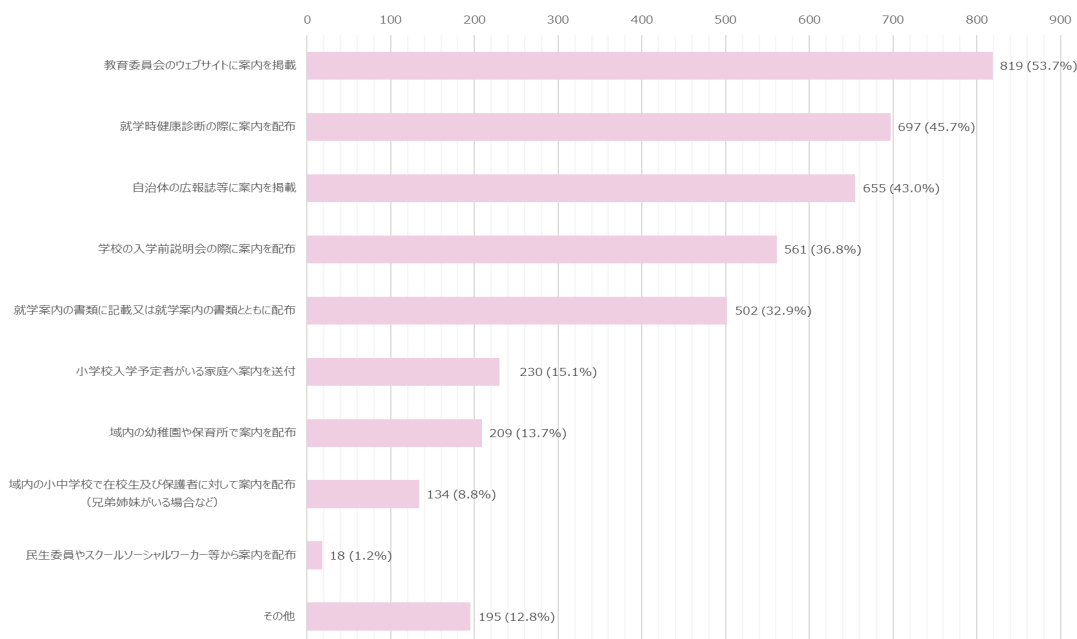
内訳

- 令和8年度新入学者から実施予定：7市町村
- 令和9年度新入学者以降から実施予定：6市町村
- 未定：45市町村

- 入学前支給を行っている
- 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている
- 入学前支給を行っていませんが、現在検討もしていない
- 新入学学用品等を無償化しており、入学前支給を行っていない
- 対象者がいないため、入学前支給を行っていない
- その他



- 小学校就学予定者とその保護者に対する周知方法としては、自治体のHPや広報誌に案内を掲載している市町村や就学時健康診断・入学説明会の際に案内を配布している市町村が多い。

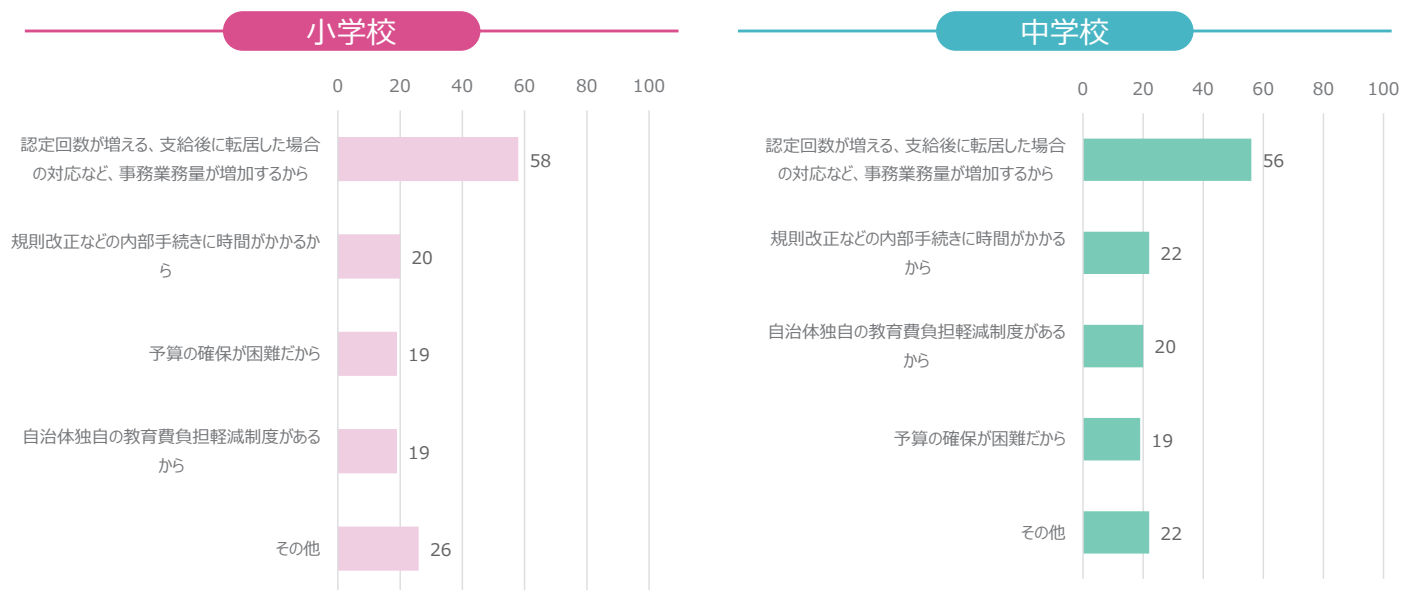


※ 複数回答可。

※ 回答市町村数（「令和7年度入学者に入学前支給を実施済み」と回答した市町村数）1,524市町村

※「その他」としては、自治体公式SNSを活用した案内の発信などがある。

- 入学前支給実施に向けての課題では、「認定回数が増える、支給後に転居した場合の対応など、事務業務量が増加するから」との回答が最も多かった。



※ 回答市町村数（「入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない」と回答した市町村数） 小学校：112市町村、中学校：107市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」は、入学後早急に対応しているからなど。

- 市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は79.2%。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	R7自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,360 (77.1%)
生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	1,397 (79.2%)
児童扶養手当の支給	1,338 (75.9%)
市区町村民税の非課税	1,314 (74.5%)
市区町村民税の減免	1,128 (64.0%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,105 (62.7%)
国民年金保険料の免除	1,109 (62.9%)



自治体における 基準の倍率	R7自治体数
～1.1倍以下	125 (7.1%)
～1.2倍以下	210 (11.9%)
～1.3倍以下	804 (45.6%)
～1.4倍以下	60 (3.4%)
～1.5倍以下	186 (10.6%)
1.5倍超	12 (0.7%)
計	1,397 (79.2%)

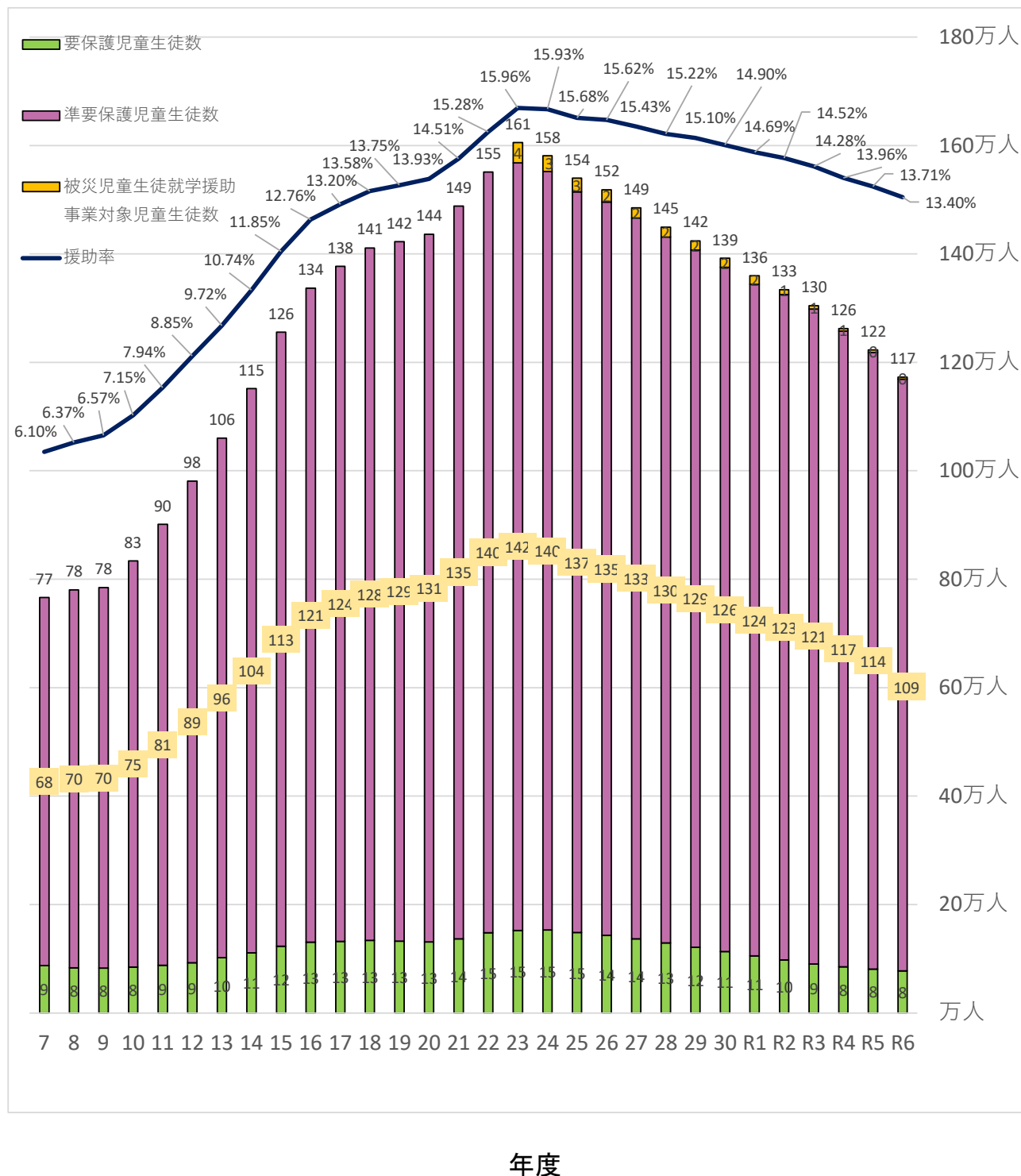
※ パーセンテージは、回答市町村数（1,763）に対する割合である。

○ 主な援助費目のうち、学用品費及び新入学児童生徒学用品費等が、小・中ともに多くの市町村で要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。（学用品費は回答市町村数の91%程度相当、新入学児童生徒学用品費等は回答市町村数の85%程度相当）

費 目	学校種	費目を設定している市町村数	支給方法		令和7年度 要保護児童生徒援助 費補助金予算単価
			実費及び現物支給と 回答した市町村数	上限額又は一定額と 設定している市町村のうち 国のR7予算単価と 同額以上の単価を設定 している市町村数	
学用品費	小学校	1,733	24	1,601	11,630円
	中学校	1,736	25	1,591	22,730円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	1,722	22	1,464	57,060円
	中学校	1,721	19	1,541	63,000円
通学費	小学校	522	424	74	40,020円
	中学校	531	428	76	80,880円
修学旅行費	小学校	1,641	878	675	22,690円
	中学校	1,693	897	700	60,910円
卒業アルバム代等	小学校	583	124	445	11,000円
	中学校	590	123	276	10,000円
オンライン学習 通信費	小学校	652	52	383	15,000円
	中学校	648	51	375	15,000円

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 ＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む＞ (平成7年度～令和6年度)



- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
 ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
 ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～令和6年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について
<被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考1-2

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a + b + c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,596人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,392,002人 (14.90%)
令和元年度	105,000人 (1.13%)	1,238,602人 (13.39%)	15,944人 (0.17%)	1,359,546人 (14.69%)
令和2年度	97,752人 (1.06%)	1,227,269人 (13.36%)	8,993人 (0.10%)	1,334,014人 (14.52%)
令和3年度	90,257人 (0.99%)	1,208,058人 (13.23%)	6,021人 (0.07%)	1,304,336人 (14.28%)
令和4年度	84,881人 (0.94%)	1,172,422人 (12.96%)	5,075人 (0.06%)	1,262,378人 (13.96%)
令和5年度	80,955人 (0.91%)	1,137,385人 (12.75%)	4,616人 (0.05%)	1,222,956人 (13.71%)
令和6年度	77,588人 (0.89%)	1,091,168人 (12.47%)	4,012人 (0.05%)	1,172,768人 (13.40%)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計	公立小中学 校児童生徒 総数	就学援助率			
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	要保護・準 要保護児童 生徒数合計				要保護児童生徒	準要保護児童生徒	要保護・準 要保護児童 生徒合計	要保護・準要 保護援助率 （被災児童生 徒を含む）
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)		(E) = (C) + (D)	(F)	(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	(E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	6,478	49,812	56,290	12	56,302	331,337	1.96	15.03	16.99	16.99
青森県	492	11,865	12,357	2	12,359	77,303	0.64	15.35	15.99	15.99
岩手県	422	8,867	9,289	529	9,818	79,112	0.53	11.21	11.74	12.41
宮城県	1,426	17,789	19,215	1,502	20,717	160,457	0.89	11.09	11.98	12.91
秋田県	304	6,527	6,831	7	6,838	54,223	0.56	12.04	12.60	12.61
山形県	190	4,754	4,944	21	4,965	70,646	0.27	6.73	7.00	7.03
福島県	587	12,848	13,435	1,183	14,618	123,918	0.47	10.37	10.84	11.80
茨城県	809	15,754	16,563	13	16,576	199,096	0.41	7.91	8.32	8.33
栃木県	547	11,314	11,861	7	11,868	135,970	0.40	8.32	8.72	8.73
群馬県	418	11,143	11,561	6	11,567	133,082	0.31	8.37	8.69	8.69
埼玉県	3,503	56,768	60,271	42	60,313	521,207	0.67	10.89	11.56	11.57
千葉県	3,399	32,363	35,762	3	35,765	436,112	0.78	7.42	8.20	8.20
東京都	8,116	104,915	113,031	26	113,057	827,343	0.98	12.68	13.66	13.67
神奈川県	6,313	70,183	76,496	19	76,515	620,312	1.02	11.31	12.33	12.33
新潟県	758	20,607	21,365	59	21,424	146,128	0.52	14.10	14.62	14.66
富山県	114	5,635	5,749	0	5,749	68,804	0.17	8.19	8.36	8.36
石川県	145	9,346	9,491	527	10,018	80,679	0.18	11.58	11.76	12.42
福井県	143	4,843	4,986	0	4,986	56,147	0.25	8.63	8.88	8.88
山梨県	197	4,911	5,108	0	5,108	53,298	0.37	9.21	9.58	9.58
長野県	306	15,657	15,963	2	15,965	144,327	0.21	10.85	11.06	11.06
岐阜県	338	12,845	13,183	1	13,184	145,437	0.23	8.83	9.06	9.07
静岡県	1,285	20,295	21,580	0	21,580	255,964	0.50	7.93	8.43	8.43
愛知県	2,998	62,647	65,645	3	65,648	582,053	0.52	10.76	11.28	11.28
三重県	605	15,814	16,419	1	16,420	126,585	0.48	12.49	12.97	12.97
滋賀県	585	12,337	12,922	0	12,922	114,299	0.51	10.79	11.31	11.31
京都府	2,466	23,433	25,899	11	25,910	165,788	1.49	14.13	15.62	15.63
大阪府	11,074	85,194	96,268	15	96,283	593,798	1.86	14.35	16.21	16.21
兵庫県	4,670	43,384	48,054	2	48,056	391,830	1.19	11.07	12.26	12.26
奈良県	886	10,846	11,732	2	11,734	88,873	1.00	12.20	13.20	13.20
和歌山県	389	8,662	9,051	0	9,051	60,099	0.65	14.41	15.06	15.06
鳥取県	233	6,137	6,370	3	6,373	40,497	0.58	15.15	15.73	15.74
島根県	212	7,132	7,344	0	7,344	49,096	0.43	14.53	14.96	14.96
岡山県	1,209	18,084	19,293	2	19,295	137,059	0.88	13.19	14.08	14.08
広島県	1,841	36,595	38,436	2	38,438	202,874	0.91	18.04	18.95	18.95
山口県	394	13,591	13,985	2	13,987	90,345	0.44	15.04	15.48	15.48
徳島県	385	5,457	5,842	0	5,842	47,056	0.82	11.60	12.41	12.41
香川県	396	9,220	9,616	0	9,616	68,415	0.58	13.48	14.06	14.06
愛媛県	549	11,897	12,446	2	12,448	92,484	0.59	12.86	13.46	13.46
高知県	606	9,919	10,525	0	10,525	40,865	1.48	24.27	25.76	25.76
福岡県	5,708	75,061	80,769	0	80,769	402,357	1.42	18.66	20.07	20.07
佐賀県	199	7,609	7,808	0	7,808	63,522	0.31	11.98	12.29	12.29
長崎県	932	15,866	16,798	0	16,798	95,135	0.98	16.68	17.66	17.66
熊本県	905	19,925	20,830	1	20,831	138,896	0.65	14.35	15.00	15.00
大分県	538	12,813	13,351	0	13,351	81,102	0.66	15.80	16.46	16.46
宮崎県	614	13,430	14,044	4	14,048	83,672	0.73	16.05	16.78	16.79
鹿児島県	1,262	25,106	26,368	1	26,369	126,683	1.00	19.82	20.81	20.81
沖縄県	1,642	31,968	33,610	0	33,610	144,782	1.13	22.08	23.21	23.21
合計	77,588	1,091,168	1,168,756	4,012	1,172,768	8,749,067	0.89	12.47	13.36	13.40

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数	合計	公立小学校 児童総数	就学援助率			要保護・準要 保護援助率 （被災児童を 含む）
	要保護児童数	準要保護児童数	要保護・準 要保護児童 数合計				要保護児童	準要保護児童	要保護・準 要保護児童 合計	
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)				(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	3,760	31,086	34,846	6	34,852	216,337	1.74	14.37	16.11	16.11
青森県	289	7,385	7,674	0	7,674	50,574	0.57	14.60	15.17	15.17
岩手県	232	5,494	5,726	316	6,042	51,344	0.45	10.70	11.15	11.77
宮城県	879	11,141	12,020	908	12,928	105,888	0.83	10.52	11.35	12.21
秋田県	178	3,952	4,130	3	4,133	34,782	0.51	11.36	11.87	11.88
山形県	129	2,889	3,018	13	3,031	45,796	0.28	6.31	6.59	6.62
福島県	364	7,821	8,185	756	8,941	81,728	0.45	9.57	10.01	10.94
茨城県	480	9,731	10,211	6	10,217	132,679	0.36	7.33	7.70	7.70
栃木県	309	6,932	7,241	4	7,245	89,466	0.35	7.75	8.09	8.10
群馬県	265	6,928	7,193	1	7,194	86,579	0.31	8.00	8.31	8.31
埼玉県	2,104	35,530	37,634	17	37,651	348,421	0.60	10.20	10.80	10.81
千葉県	2,048	19,816	21,864	1	21,865	292,714	0.70	6.77	7.47	7.47
東京都	4,814	66,976	71,790	12	71,802	597,517	0.81	11.21	12.01	12.02
神奈川県	3,791	44,635	48,426	8	48,434	423,810	0.89	10.53	11.43	11.43
新潟県	462	12,825	13,287	20	13,307	95,683	0.48	13.40	13.89	13.91
富山県	79	3,413	3,492	0	3,492	44,858	0.18	7.61	7.78	7.78
石川県	92	5,834	5,926	361	6,287	53,360	0.17	10.93	11.11	11.78
福井県	78	2,967	3,045	0	3,045	36,704	0.21	8.08	8.30	8.30
山梨県	124	3,068	3,192	0	3,192	35,059	0.35	8.75	9.10	9.10
長野県	181	9,769	9,950	1	9,951	94,834	0.19	10.30	10.49	10.49
岐阜県	200	7,964	8,164	0	8,164	94,458	0.21	8.43	8.64	8.64
静岡県	767	12,442	13,209	0	13,209	168,218	0.46	7.40	7.85	7.85
愛知県	1,886	39,858	41,744	0	41,744	386,529	0.49	10.31	10.80	10.80
三重県	363	9,699	10,062	0	10,062	82,971	0.44	11.69	12.13	12.13
滋賀県	347	7,701	8,048	0	8,048	76,082	0.46	10.12	10.58	10.58
京都府	1,478	14,805	16,283	3	16,286	111,684	1.32	13.26	14.58	14.58
大阪府	6,791	53,341	60,132	8	60,140	400,509	1.70	13.32	15.01	15.02
兵庫県	2,867	27,306	30,173	0	30,173	263,670	1.09	10.36	11.44	11.44
奈良県	562	6,788	7,350	1	7,351	59,700	0.94	11.37	12.31	12.31
和歌山県	212	5,364	5,576	0	5,576	40,769	0.52	13.16	13.68	13.68
鳥取県	130	3,734	3,864	1	3,865	26,894	0.48	13.88	14.37	14.37
島根県	127	4,451	4,578	0	4,578	32,493	0.39	13.70	14.09	14.09
岡山県	760	11,418	12,178	0	12,178	91,511	0.83	12.48	13.31	13.31
広島県	1,079	22,904	23,983	0	23,983	136,982	0.79	16.72	17.51	17.51
山口県	236	8,350	8,586	0	8,586	59,459	0.40	14.04	14.44	14.44
徳島県	222	3,320	3,542	0	3,542	31,279	0.71	10.61	11.32	11.32
香川県	257	5,659	5,916	0	5,916	45,414	0.57	12.46	13.03	13.03
愛媛県	321	7,331	7,652	0	7,652	61,078	0.53	12.00	12.53	12.53
高知県	376	6,239	6,615	0	6,615	28,814	1.30	21.65	22.96	22.96
福岡県	3,525	49,351	52,876	0	52,876	269,977	1.31	18.28	19.59	19.59
佐賀県	123	4,740	4,863	0	4,863	42,833	0.29	11.07	11.35	11.35
長崎県	530	10,003	10,533	0	10,533	63,787	0.83	15.68	16.51	16.51
熊本県	550	12,445	12,995	1	12,996	92,461	0.59	13.46	14.05	14.06
大分県	330	7,891	8,221	0	8,221	53,359	0.62	14.79	15.41	15.41
宮崎県	371	8,176	8,547	3	8,550	55,898	0.66	14.63	15.29	15.30
鹿児島県	767	15,928	16,695	0	16,695	83,640	0.92	19.04	19.96	19.96
沖縄県	991	20,487	21,478	0	21,478	97,893	1.01	20.93	21.94	21.94
合計	46,826	685,887	732,713	2,450	735,163	5,876,495	0.80	11.67	12.47	12.51

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数	合計	公立中学校 生徒総数	就学援助率			要保護・準要 保護援助率 （被災生徒を 含む）
	要保護生徒数	準要保護生徒数	要保護・準 要保護生徒 数合計				要保護生徒	準要保護生徒	要保護・準 要保護生徒 合計	
	(A)	(B) （要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者）	(C) = (A) + (B)				(A) / (F)	(B) / (F)	(C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	2,718	18,726	21,444	6	21,450	115,000	2.36	16.28	18.65	18.65
青森県	203	4,480	4,683	2	4,685	26,729	0.76	16.76	17.52	17.53
岩手県	190	3,373	3,563	213	3,776	27,768	0.68	12.15	12.83	13.60
宮城県	547	6,648	7,195	594	7,789	54,569	1.00	12.18	13.19	14.27
秋田県	126	2,575	2,701	4	2,705	19,441	0.65	13.25	13.89	13.91
山形県	61	1,865	1,926	8	1,934	24,850	0.25	7.51	7.75	7.78
福島県	223	5,027	5,250	427	5,677	42,190	0.53	11.92	12.44	13.46
茨城県	329	6,023	6,352	7	6,359	66,417	0.50	9.07	9.56	9.57
栃木県	238	4,382	4,620	3	4,623	46,504	0.51	9.42	9.93	9.94
群馬県	153	4,215	4,368	5	4,373	46,503	0.33	9.06	9.39	9.40
埼玉県	1,399	21,238	22,637	25	22,662	172,786	0.81	12.29	13.10	13.12
千葉県	1,351	12,547	13,898	2	13,900	143,398	0.94	8.75	9.69	9.69
東京都	3,302	37,939	41,241	14	41,255	229,826	1.44	16.51	17.94	17.95
神奈川県	2,522	25,548	28,070	11	28,081	196,502	1.28	13.00	14.28	14.29
新潟県	296	7,782	8,078	39	8,117	50,445	0.59	15.43	16.01	16.09
富山県	35	2,222	2,257	0	2,257	23,946	0.15	9.28	9.43	9.43
石川県	53	3,512	3,565	166	3,731	27,319	0.19	12.86	13.05	13.66
福井県	65	1,876	1,941	0	1,941	19,443	0.33	9.65	9.98	9.98
山梨県	73	1,843	1,916	0	1,916	18,239	0.40	10.10	10.50	10.50
長野県	125	5,888	6,013	1	6,014	49,493	0.25	11.90	12.15	12.15
岐阜県	138	4,881	5,019	1	5,020	50,979	0.27	9.57	9.85	9.85
静岡県	518	7,853	8,371	0	8,371	87,746	0.59	8.95	9.54	9.54
愛知県	1,112	22,789	23,901	3	23,904	195,524	0.57	11.66	12.22	12.23
三重県	242	6,115	6,357	1	6,358	43,614	0.55	14.02	14.58	14.58
滋賀県	238	4,636	4,874	0	4,874	38,217	0.62	12.13	12.75	12.75
京都府	988	8,628	9,616	8	9,624	54,104	1.83	15.95	17.77	17.79
大阪府	4,283	31,853	36,136	7	36,143	193,289	2.22	16.48	18.70	18.70
兵庫県	1,803	16,078	17,881	2	17,883	128,160	1.41	12.55	13.95	13.95
奈良県	324	4,058	4,382	1	4,383	29,173	1.11	13.91	15.02	15.02
和歌山県	177	3,298	3,475	0	3,475	19,330	0.92	17.06	17.98	17.98
鳥取県	103	2,403	2,506	2	2,508	13,603	0.76	17.67	18.42	18.44
島根県	85	2,681	2,766	0	2,766	16,603	0.51	16.15	16.66	16.66
岡山県	449	6,666	7,115	2	7,117	45,548	0.99	14.64	15.62	15.63
広島県	762	13,691	14,453	2	14,455	65,892	1.16	20.78	21.93	21.94
山口県	158	5,241	5,399	2	5,401	30,886	0.51	16.97	17.48	17.49
徳島県	163	2,137	2,300	0	2,300	15,777	1.03	13.55	14.58	14.58
香川県	139	3,561	3,700	0	3,700	23,001	0.60	15.48	16.09	16.09
愛媛県	228	4,566	4,794	2	4,796	31,406	0.73	14.54	15.26	15.27
高知県	230	3,680	3,910	0	3,910	12,051	1.91	30.54	32.45	32.45
福岡県	2,183	25,710	27,893	0	27,893	132,380	1.65	19.42	21.07	21.07
佐賀県	76	2,869	2,945	0	2,945	20,689	0.37	13.87	14.23	14.23
長崎県	402	5,863	6,265	0	6,265	31,348	1.28	18.70	19.99	19.99
熊本県	355	7,480	7,835	0	7,835	46,435	0.76	16.11	16.87	16.87
大分県	208	4,922	5,130	0	5,130	27,743	0.75	17.74	18.49	18.49
宮崎県	243	5,254	5,497	1	5,498	27,774	0.87	18.92	19.79	19.80
鹿児島県	495	9,178	9,673	1	9,674	43,043	1.15	21.32	22.47	22.48
沖縄県	651	11,481	12,132	0	12,132	46,889	1.39	24.49	25.87	25.87
合計	30,762	405,281	436,043	1,562	437,605	2,872,572	1.07	14.11	15.18	15.23

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考3-1

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 生徒数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	6,478	46,772	53,250	12	53,262
青森県	492	10,520	11,012	2	11,014
岩手県	422	7,585	8,007	386	8,393
宮城県	1,426	15,264	16,690	1,443	18,133
秋田県	304	6,307	6,611	7	6,618
山形県	190	3,525	3,715	21	3,736
福島県	587	9,567	10,154	1,089	11,243
茨城県	809	9,502	10,311	4	10,315
栃木県	547	10,991	11,538	7	11,545
群馬県	418	7,774	8,192	1	8,193
埼玉県	3,503	51,523	55,026	41	55,067
千葉県	3,399	27,461	30,860	3	30,863
東京都	8,116	30,624	38,740	13	38,753
神奈川県	6,313	57,448	63,761	17	63,778
新潟県	758	19,589	20,347	59	20,406
富山県	114	5,370	5,484	0	5,484
石川県	145	6,750	6,895	535	7,430
福井県	143	4,429	4,572	0	4,572
山梨県	197	2,084	2,281	0	2,281
長野県	306	14,655	14,961	2	14,963
岐阜県	338	12,231	12,569	1	12,570
静岡県	1,285	20,338	21,623	0	21,623
愛知県	2,998	56,879	59,877	3	59,880
三重県	605	13,487	14,092	1	14,093
滋賀県	585	11,195	11,780	0	11,780
京都府	2,466	21,237	23,703	11	23,714
大阪府	11,074	75,129	86,203	10	86,213
兵庫県	4,670	39,768	44,438	1	44,439
奈良県	886	10,236	11,122	2	11,124
和歌山県	389	3,070	3,459	0	3,459
鳥取県	233	5,333	5,566	3	5,569
島根県	212	5,273	5,485	0	5,485
岡山県	1,209	16,259	17,468	2	17,470
広島県	1,841	32,384	34,225	1	34,226
山口県	394	11,730	12,124	2	12,126
徳島県	385	5,119	5,504	0	5,504
香川県	396	8,965	9,361	0	9,361
愛媛県	549	11,848	12,397	2	12,399
高知県	606	8,903	9,509	0	9,509
福岡県	5,708	72,409	78,117	0	78,117
佐賀県	199	7,021	7,220	0	7,220
長崎県	932	13,886	14,818	0	14,818
熊本県	905	18,760	19,665	0	19,665
大分県	538	8,475	9,013	0	9,013
宮崎県	614	12,640	13,254	4	13,258
鹿児島県	1,262	18,989	20,251	1	20,252
沖縄県	1,642	29,369	31,011	0	31,011
合計	77,588	898,673	976,261	3,686	979,947

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考3-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒就学援助事業対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童数	準要保護児童数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	3,760	29,245	33,005	6	33,011
青森県	289	6,494	6,783	0	6,783
岩手県	232	4,767	4,999	223	5,222
宮城県	879	9,829	10,708	862	11,570
秋田県	178	3,837	4,015	3	4,018
山形県	129	2,214	2,343	13	2,356
福島県	364	5,911	6,275	701	6,976
茨城県	480	6,192	6,672	2	6,674
栃木県	309	6,683	6,992	4	6,996
群馬県	265	4,893	5,158	0	5,158
埼玉県	2,104	32,507	34,611	17	34,628
千葉県	2,048	16,744	18,792	1	18,793
東京都	4,814	20,148	24,962	5	24,967
神奈川県	3,791	40,307	44,098	8	44,106
新潟県	462	12,324	12,786	20	12,806
富山県	79	3,271	3,350	0	3,350
石川県	92	4,574	4,666	377	5,043
福井県	78	2,734	2,812	0	2,812
山梨県	124	1,272	1,396	0	1,396
長野県	181	9,228	9,409	1	9,410
岐阜県	200	7,613	7,813	0	7,813
静岡県	767	12,629	13,396	0	13,396
愛知県	1,886	37,437	39,323	0	39,323
三重県	363	8,610	8,973	0	8,973
滋賀県	347	7,309	7,656	0	7,656
京都府	1,478	15,487	16,965	3	16,968
大阪府	6,791	52,713	59,504	7	59,511
兵庫県	2,867	25,965	28,832	0	28,832
奈良県	562	6,556	7,118	1	7,119
和歌山県	212	1,577	1,789	0	1,789
鳥取県	130	3,320	3,450	1	3,451
島根県	127	3,281	3,408	0	3,408
岡山県	760	10,432	11,192	0	11,192
広島県	1,079	20,712	21,791	0	21,791
山口県	236	7,325	7,561	0	7,561
徳島県	222	3,173	3,395	0	3,395
香川県	257	5,543	5,800	0	5,800
愛媛県	321	7,266	7,587	0	7,587
高知県	376	5,701	6,077	0	6,077
福岡県	3,525	46,450	49,975	0	49,975
佐賀県	123	4,437	4,560	0	4,560
長崎県	530	8,967	9,497	0	9,497
熊本県	550	11,766	12,316	0	12,316
大分県	330	6,467	6,797	0	6,797
宮崎県	371	7,783	8,154	3	8,157
鹿児島県	767	12,141	12,908	0	12,908
沖縄県	991	18,888	19,879	0	19,879
合計	46,826	582,722	629,548	2,258	631,806

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学校給食費）
 ー被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含むー

参考3-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事業対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護生徒数	準要保護生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護生徒 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	2,718	17,527	20,245	6	20,251
青森県	203	4,026	4,229	2	4,231
岩手県	190	2,818	3,008	163	3,171
宮城県	547	5,435	5,982	581	6,563
秋田県	126	2,470	2,596	4	2,600
山形県	61	1,311	1,372	8	1,380
福島県	223	3,656	3,879	388	4,267
茨城県	329	3,310	3,639	2	3,641
栃木県	238	4,308	4,546	3	4,549
群馬県	153	2,881	3,034	1	3,035
埼玉県	1,399	19,016	20,415	24	20,439
千葉県	1,351	10,717	12,068	2	12,070
東京都	3,302	10,476	13,778	8	13,786
神奈川県	2,522	17,141	19,663	9	19,672
新潟県	296	7,265	7,561	39	7,600
富山県	35	2,099	2,134	0	2,134
石川県	53	2,176	2,229	158	2,387
福井県	65	1,695	1,760	0	1,760
山梨県	73	812	885	0	885
長野県	125	5,427	5,552	1	5,553
岐阜県	138	4,618	4,756	1	4,757
静岡県	518	7,709	8,227	0	8,227
愛知県	1,112	19,442	20,554	3	20,557
三重県	242	4,877	5,119	1	5,120
滋賀県	238	3,886	4,124	0	4,124
京都府	988	5,750	6,738	8	6,746
大阪府	4,283	22,416	26,699	3	26,702
兵庫県	1,803	13,803	15,606	1	15,607
奈良県	324	3,680	4,004	1	4,005
和歌山県	177	1,493	1,670	0	1,670
鳥取県	103	2,013	2,116	2	2,118
島根県	85	1,992	2,077	0	2,077
岡山県	449	5,827	6,276	2	6,278
広島県	762	11,672	12,434	1	12,435
山口県	158	4,405	4,563	2	4,565
徳島県	163	1,946	2,109	0	2,109
香川県	139	3,422	3,561	0	3,561
愛媛県	228	4,582	4,810	2	4,812
高知県	230	3,202	3,432	0	3,432
福岡県	2,183	25,959	28,142	0	28,142
佐賀県	76	2,584	2,660	0	2,660
長崎県	402	4,919	5,321	0	5,321
熊本県	355	6,994	7,349	0	7,349
大分県	208	2,008	2,216	0	2,216
宮崎県	243	4,857	5,100	1	5,101
鹿児島県	495	6,848	7,343	1	7,344
沖縄県	651	10,481	11,132	0	11,132
合計	30,762	315,951	346,713	1,428	348,141

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 －被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

参考4-1

小中特別 支援学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 生徒数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	109	1,606	1,715	0	1,715
青森県	1	0	1	0	1
岩手県	70	159	229	1	230
宮城県	31	43	74	0	74
秋田県	12	167	179	0	179
山形県	0	0	0	0	0
福島県	30	0	30	0	30
茨城県	21	377	398	0	398
栃木県	13	15	28	0	28
群馬県	20	0	20	0	20
埼玉県	37	225	262	0	262
千葉県	20	167	187	0	187
東京都	12	54	66	0	66
神奈川県	1	7	8	0	8
新潟県	120	380	500	2	502
富山県	0	0	0	0	0
石川県	1	147	148	0	148
福井県	0	53	53	0	53
山梨県	4	0	4	0	4
長野県	2	286	288	0	288
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	39	623	662	0	662
愛知県	37	2	39	0	39
三重県	6	91	97	0	97
滋賀県	0	98	98	0	98
京都府	11	230	241	0	241
大阪府	146	1,818	1,964	0	1,964
兵庫県	13	1,038	1,051	0	1,051
奈良県	2	330	332	0	332
和歌山県	0	1	1	0	1
鳥取県	29	34	63	0	63
島根県	7	443	450	0	450
岡山県	0	87	87	0	87
広島県	259	1,377	1,636	0	1,636
山口県	3	16	19	0	19
徳島県	40	96	136	0	136
香川県	0	1	1	0	1
愛媛県	0	22	22	0	22
高知県	11	67	78	0	78
福岡県	134	4,349	4,483	0	4,483
佐賀県	7	295	302	0	302
長崎県	30	1,279	1,309	0	1,309
熊本県	14	428	442	0	442
大分県	81	592	673	0	673
宮崎県	14	609	623	0	623
鹿児島県	37	1,759	1,796	0	1,796
沖縄県	77	2	79	0	79
合計	1,501	19,373	20,874	3	20,877

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒就学援助事業対象児童数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童数 (要保護児童のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護児童数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	63	1,025	1,088	0	1,088
青森県	1	0	1	0	1
岩手県	39	102	141	0	141
宮城県	21	27	48	0	48
秋田県	8	132	140	0	140
山形県	0	0	0	0	0
福島県	23	0	23	0	23
茨城県	13	280	293	0	293
栃木県	8	14	22	0	22
群馬県	16	0	16	0	16
埼玉県	26	188	214	0	214
千葉県	11	130	141	0	141
東京都	8	39	47	0	47
神奈川県	0	1	1	0	1
新潟県	93	303	396	1	397
富山県	0	0	0	0	0
石川県	1	111	112	0	112
福井県	0	44	44	0	44
山梨県	2	0	2	0	2
長野県	1	228	229	0	229
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	31	481	512	0	512
愛知県	28	0	28	0	28
三重県	3	67	70	0	70
滋賀県	0	74	74	0	74
京都府	8	148	156	0	156
大阪府	91	1,254	1,345	0	1,345
兵庫県	9	736	745	0	745
奈良県	2	269	271	0	271
和歌山県	0	1	1	0	1
鳥取県	22	24	46	0	46
島根県	5	291	296	0	296
岡山県	0	0	0	0	0
広島県	185	875	1,060	0	1,060
山口県	3	6	9	0	9
徳島県	29	70	99	0	99
香川県	0	1	1	0	1
愛媛県	0	20	20	0	20
高知県	5	22	27	0	27
福岡県	95	3,197	3,292	0	3,292
佐賀県	7	235	242	0	242
長崎県	25	999	1,024	0	1,024
熊本県	13	298	311	0	311
大分県	65	430	495	0	495
宮崎県	11	430	441	0	441
鹿児島県	30	1,253	1,283	0	1,283
沖縄県	45	1	46	0	46
合計	1,046	13,806	14,852	1	14,853

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事業対象生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護生徒数 (要保護生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護生徒 数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	46	581	627	0	627
青森県	0	0	0	0	0
岩手県	30	56	86	1	87
宮城県	10	15	25	0	25
秋田県	3	35	38	0	38
山形県	0	0	0	0	0
福島県	7	0	7	0	7
茨城県	7	95	102	0	102
栃木県	4	1	5	0	5
群馬県	4	0	4	0	4
埼玉県	10	36	46	0	46
千葉県	9	37	46	0	46
東京都	3	15	18	0	18
神奈川県	1	6	7	0	7
新潟県	22	73	95	1	96
富山県	0	0	0	0	0
石川県	0	36	36	0	36
福井県	0	9	9	0	9
山梨県	2	0	2	0	2
長野県	1	58	59	0	59
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	8	142	150	0	150
愛知県	9	2	11	0	11
三重県	3	24	27	0	27
滋賀県	0	24	24	0	24
京都府	3	82	85	0	85
大阪府	49	524	573	0	573
兵庫県	4	286	290	0	290
奈良県	0	61	61	0	61
和歌山県	0	0	0	0	0
鳥取県	7	7	14	0	14
島根県	2	136	138	0	138
岡山県	0	87	87	0	87
広島県	74	502	576	0	576
山口県	0	10	10	0	10
徳島県	8	26	34	0	34
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	2	2	0	2
高知県	6	45	51	0	51
福岡県	38	1,133	1,171	0	1,171
佐賀県	0	60	60	0	60
長崎県	5	276	281	0	281
熊本県	1	129	130	0	130
大分県	16	160	176	0	176
宮崎県	3	173	176	0	176
鹿児島県	7	506	513	0	513
沖縄県	31	1	32	0	32
合計	433	5,451	5,884	2	5,886

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒数について（医療費）
 —被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む—

参考4-4

特別支援 学校 (小学部・中 学部のみ)	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数	合計 (E) = (C) + (D)
	要保護児童生徒数 (要保護児童生徒のうち 医療費の援助を受けた者)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	要保護・準要保護児童 生徒数合計		
	(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)	(E) = (C) + (D)
	人	人	人	人	人
北海道	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0
岩手県	1	1	2	0	2
宮城県	0	1	1	0	1
秋田県	1	0	1	0	1
山形県	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0
茨城県	1	2	3	0	3
栃木県	1	0	1	0	1
群馬県	0	0	0	0	0
埼玉県	1	1	2	0	2
千葉県	0	0	0	0	0
東京都	1	0	1	0	1
神奈川県	0	0	0	0	0
新潟県	5	4	9	0	9
富山県	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0
大阪府	6	40	46	0	46
兵庫県	0	16	16	0	16
奈良県	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0
鳥取県	0	3	3	0	3
島根県	0	16	16	0	16
岡山県	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0
徳島県	3	0	3	0	3
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0
福岡県	1	19	20	0	20
佐賀県	0	0	0	0	0
長崎県	0	4	4	0	4
熊本県	0	1	1	0	1
大分県	0	2	2	0	2
宮崎県	0	6	6	0	6
鹿児島県	0	0	0	0	0
沖縄県	1	0	1	0	1
合計	22	116	138	0	138

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）

令和8年度予算額
(前年度予算額)

5億円
5億円



1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和5年度 約8万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和5年度 約114万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和8年度予算額 5億円（前年度予算額 5億円）**
単価の引き上げ
 ・「新入学児童生徒学用品費等」
 小学校：57,060円 → 64,300円（+7,240円）
 中学校：63,000円 → 81,000円（+18,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体の改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和8年度予算額】

(単位：円／年額)

区 分		対象品目	小学校	中学校	区 分	対象品目	小学校	中学校
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費を含む。）。	11,630	22,730	通学費		児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学校や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020 80,880
通学用品費（第1学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費		クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760 30,150
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費		生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650 5,550
校外活動費（宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	PTA会費		学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450 4,260
体育実技用具費	柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。 なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	—	7,650	卒業アルバム代等		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000 10,000
	剣道		—	52,900	オンライン学習通信費		ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	15,000 15,000
	スキー		26,500	38,030	医療費		トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	20,000 20,000
	スケート		11,810	11,810	学校給食費	完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食	63,000 69,000
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	64,300	81,000		補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	50,000 50,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金。	22,690	60,910		ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	10,000 10,000

※ 赤字は令和7年度予算単価から変更があったもの。

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和8年度予算額 1億円
(前年度予算額 0.5億円)



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

事業実施期間 平成28年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業 ※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

② 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



担当：初等中等教育局財務課

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和8年度予算額
(前年度予算額)

2億円【東日本大震災
復興特別会計】
5億円



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域・・・（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域・・・（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

担当：初等中等教育局財務課